

C型肝炎対策の推進に関する意見書

国民に感染が広がっていると言われるC型肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多く、気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する可能性があるため、早急な対応が課題となっています。

こうした中、国はC型肝炎検査を行う体制の整備を図るなど、総合的な対策に取り組んでいますが、さらに、その根絶に向けて、低迷する検査率や感染の一因とされる未処理のフィブリノゲン製剤（止血剤）の使用追跡調査などの問題解決をするとともに、安心して診療等を受けられる体制を整備することが必要です。

よって、国におかれましては、C型肝炎対策の一層の推進を図るため、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 追跡調査により感染実態を究明し責任の所在を明確にするとともに、感染者の早期治療を促すこと。
- 1 診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講ずること。
- 1 日常生活における差別・偏見を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月18日

豊橋市議会

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	